平成 28 年 9 月 16 日　第 1 刷発行

NPO法人設立・登記までのスケジュール

今回は八尾市でＮＰＯ法人を設立する際にスムーズに手続きをおこなうためのスケジュールをわかりやすくご紹介します。

●設立・登記までのスケジュール

詳しくは八尾市版特定非営利活動法人設立・運営の手引きＰ18 参照！

市役所北側バス停前にあります。
Tel:072-928-3848

①まずは八尾市市民活動ネットワークセンター「つどい」へ
　ＮＰＯ法人設立について、相談に行く

↓

②チェックされた書類をもちいて、設立総会を開く

↓

③八尾市に設立認証のための必要書類を提出する

↓

④八尾市において受理、縦覧

↓

⑤八尾市において設立認証の決定

↓

⑥八尾市から設立認証書を受け取り、法務局で設立登記の手続きをおこなう。
＊ＮＰＯ法人設立認証書受領日後、２ 週間以内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局（八尾市なら東大阪支局）で設立登記申請を行い、申請が通れば初めて「法人」として成立します。

↓

⑦法務局で登記事項証明書（謄本）を発行してもらう【※有料】

↓

⑧八尾市に登記完了届を提出　**法人の設立手続き完了！**

3カ月以内

本当にＮＰＯ法人を設立した方がいい？どんな書類が必要？などの相談ができ、書類の作成についても指導してもらえるよ！

縦覧期間（市民の方にチェックしてもらう期間）が２週間あるよ！

法務局で書類のチェックがあるため、即日で登記事項証明書の発行はできないので注意！
申請時、窓口で“何日程度で登記の申請内容が反映された証明書が発行できるか”を確認してください。

これで手続きが終了ではなくて、府税事務所や市町村税担当課での税関係の手続きや、人を雇う際の労務や保険の手続きも必要になるので注意してね！

設立・登記のQ　＆　A

Q．NPO法人の設立申請書等の書類を提出する先はどこですか？

Ａ　八尾市役所　コミュニティ政策推進課　地域拠点係になります。

Q．NPO法人を設立する前に、「つどい」に事前相談は必要？

Ａ　必ず必要というわけではありませんが、NPO法人の設立時には八尾市による設立認証の審査があり、細かく書類を審査されます。（届出の様式が正しいか、文章がおかしくないか、NPO法に照らし合わせて反している部分がないか、等。）ここで書類の作り直しになると、大変時間がかかってしまいます。前もって相談し、どのような書類を作成する必要があるかを確認することが、スムーズな設立認証に繋がります。

Q　設立総会って？

Ａ　設立総会では、設立当初の会員が集まり、法人設立の意思決定を行うとともに、定款や運営ルールや体制などについて決議を行います。具体的には、作成した定款や事業計画の承認、設立代表者の選任などが議題に挙げられます。

Q．登記って何？

Ａ　登記とは、法人名・事業の目的・活動の種類・役員といった組織の重要事項を社会に公開するために、法務局に申請、登録することです。例えると、法人の戸籍のようなものです。

Q．設立の登記手続きをおこなわなかったら？

Ａ　法人は認証されたあと、所轄庁より受け取った認証書をもち、2週間以内に法務局にて設立登記を行うことで、はじめて法人として成立します。もし2週間を超えてしまい、1年以内に登記を行わなければ、認証を取り消されます。また、法務局へ登記後、6か月を超えて八尾市に登記完了届の提出がなされなかった場合も認証が取り消されますので、注意が必要です。